

市報第10号

平成26年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成26年度横浜市下水道事業会計予算、平成26年度横浜市水道事業会計予算、平成26年度横浜市工業用水道事業会計予算、平成26年度横浜市自動車事業会計予算及び平成26年度横浜市高速鉄道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を次のように報告する。

平成27年6月30日

横浜市長 林 文子

平成 26 年度横浜市下水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 下水道事業 資本的支出			円 47,613,774,621	円 34,811,212,277	円 10,427,223,442
	1 建設改良費		47,613,774,621	34,811,212,277	10,427,223,442
		下水道整備事業	46,112,737,941	33,531,412,413	10,398,136,882
		下水道改良事業	1,501,036,680	1,279,799,864	29,086,560

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	繰 越 工 事 資 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 2,000,000,000	円 3,711,578,000	円 4,362,000,000	円 353,645,442	円 2,375,338,902	円 -	
2,000,000,000	3,711,578,000	4,362,000,000	353,645,442	2,375,338,902	-	
2,000,000,000	3,711,578,000	4,362,000,000	324,558,882	2,183,188,646	-	主として、支障物の発生に伴い実施工程を変更したため
-	-	-	29,086,560	192,150,256	-	支障物の発生に伴い実施工程を変更したため

平成 26 年度横浜市水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 水道事業 資本的支出			円 25,204,306,000	円 19,329,298,198	円 4,104,854,700
	1 建設改良費		25,204,306,000	19,329,298,198	4,104,854,700
		配 水 管 整 備 事 業	15,480,000,000	11,915,479,574	3,496,507,700
		基 幹 施 設 整 備 事 業	8,520,000,000	6,442,446,550	442,947,000
		そ の 他 建設改良工事	1,204,306,000	971,372,074	165,400,000

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	分担金及び負担金	損益勘定留保資金			
円 671,000,000	円 19,436,000	円 14,278,200	円 3,400,140,500	円 1,770,153,102	円 -	
671,000,000	19,436,000	14,278,200	3,400,140,500	1,770,153,102	-	
546,000,000	-	-	2,950,507,700	68,012,726	-	地元及び関係機関との調整等に日時を要したため
125,000,000	19,436,000	14,278,200	284,232,800	1,634,606,450	-	関係機関との調整及び工法の調整等に日時を要したため
-	-	-	165,400,000	67,533,926	-	関連工事との調整等に日時を要したため

平成 26 年度横浜市工業用水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
工業用 1 水道事業 資本的支出			円 1,537,512,000	円 1,181,294,361	円 116,900,000
	1 建設改良費		1,537,512,000	1,181,294,361	116,900,000
		工業用水道 施設整備事業	1,478,567,000	1,134,724,842	113,500,000
		そ の 他 建設改良工事	58,945,000	46,569,519	3,400,000

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
企 業 債	国 庫 補 助 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円 13,000,000	円 10,600,000	円 93,300,000	円 239,317,639	円 -	
13,000,000	10,600,000	93,300,000	239,317,639	-	
13,000,000	10,600,000	89,900,000	230,342,158	-	関係機関との調整等に 日時を要したため
-	-	3,400,000	8,975,481	-	工法の調整等により日時を 要したため

平成 26 年度横浜市自動車

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 自動車事業 資本的支出			円 1,154,100,000	円 694,037,693	円 5,076,000
	1 建設改良費		1,154,100,000	694,037,693	5,076,000
		機械備品事業	1,154,100,000	694,037,693	5,076,000



## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 5,076,000	円 454,986,307	円 -	
5,076,000	454,986,307	-	
5,076,000	454,986,307	-	システム改修に日時を要したため

平成 26 年度横浜市高速鉄道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 高速鉄道事業 資本的支出			円 7,995,164,000	円 6,271,100,146	円 565,572,854
	1 建設改良費		7,995,164,000	6,271,100,146	565,572,854
		高 速 鉄 道 改 良 事 業	7,995,164,000	6,271,100,146	565,572,854

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越額に要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 庫 補 助 金	一 般 会 計 補 助 金			
円 226,370,664	円 113,114,570	円 107,094,136	円 118,993,484	円 1,158,491,000	円 -	
226,370,664	113,114,570	107,094,136	118,993,484	1,158,491,000	-	
226,370,664	113,114,570	107,094,136	118,993,484	1,158,491,000	-	契約手続き等に日時を要したため

**参 考**

**地方公営企業法（抜粋）**

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。